

第1号議案

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

別紙のとおり

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、関係条例の整備を行うため提案する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成25年蒲郡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(蒲郡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年蒲郡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(蒲郡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年蒲郡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 蒲郡市職員の給与に関する条例(昭和36年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第1項中「標準的な」を削り、「市長が定める。」を「別表第3に定める等級別基準職務表によるものとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、市長が規則で定める。」に改め

る。

第6条第3項中「同日前」の次に「において市長が規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第6条第4項中「前項に」を「前項前段に」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第5項中「同項」を「同項前段」に、「極めて良好又は特に良好である」を「特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第21条第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1級	定型的な事務又は経験を必要とする事務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする事務を行う職務
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする事務を行う職務
4級	1 係長又は主査の職務 2 主任の職務
5級	課長補佐又は副主幹の職務
6級	課長又は主幹の職務
7級	次長の職務
8級	部長の職務

医療職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする医師又は歯科医師の職務
3級	1 医長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする医師又は歯科医師の職務
4級	院長補佐又は部長の職務
5級	院長、副院長又は診療局長の職務

医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師及び臨床心理士（以下この表において「技師等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする技師等の職務
3級	1 相当高度の知識又は経験を必要とする薬剤師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする技師等の職務
4級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする薬剤師の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする技師等の職務
5級	1 薬局次長の職務 2 技師長の職務 3 副技師長の職務 4 薬局主幹の職務 5 薬局長補佐の職務 6 技師長補佐の職務 7 高度の知識又は経験を必要とする係長の職務 8 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務
6級	1 薬局長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする薬局次長の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする技師長の職務 4 高度の知識又は経験を必要とする副技師長の職務
7級	高度の知識又は経験を必要とする薬局長の職務

医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師、助産師又は看護師の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	1 相当高度の知識又は経験を必要とする保健師、助産師又は看護師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする准看護師の職務
4級	1 看護師長又は係長の職務 2 主任看護師の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする保健師、助産師又は看護師の職務
5級	1 副看護局長の職務 2 統括安全管理者の職務 3 副学校長の職務 4 管理看護師長の職務 5 教務主任の職務

	6 副室長の職務 7 実習調整者の職務 8 主任専任教員の職務 9 高度の知識又は経験を必要とする看護師長又は係長の職務 10 高度の知識又は経験を必要とする主任看護師の職務
6級	1 副院長の職務 2 看護局長の職務

(蒲郡市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正)

第6条 蒲郡市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成25年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第2項中「職務の級は、教育委員会が規則で定める基準により決定する。」を「職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、1級にあっては講師の職、2級にあっては教諭の職とする。」に改める。

(蒲郡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 蒲郡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年蒲郡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条中「対して、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による改正後の蒲郡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第2条の規定により任命権者が平成27年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における改正後の条例第3条の規定の適用については、同条第2号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第8号の規定は、適用しない。

3 第5条の規定による改正後の蒲郡市職員の給与に関する条例第21条第1項の規定及び第7条の規定による改正後の蒲郡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条の規定は、平成28年12月以降に支給する勤勉手当について適用し、同年6月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。